

京田辺市農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和2年12月7日(月)午後3時から3時50分

2.開催場所 305会議室

3.出席委員(25人)

| | | |
|---------|-----|-------|
| 会長 | 25番 | 喜多義治 |
| 会長職務代理者 | 24番 | 澤田康夫 |
| | 1番 | 守本和廣 |
| | 2番 | 前川義一 |
| | 3番 | 藤田俊郎 |
| | 4番 | 森 岳人 |
| | 5番 | 水山裕司 |
| | 6番 | 徳田和彦 |
| | 7番 | 石坂 清 |
| | 8番 | 中川利一 |
| | 9番 | 正田文敏 |
| | 10番 | 山下明子 |
| | 11番 | 川端美恵 |
| | 12番 | 小泉辰夫 |
| | 13番 | 田中和雄 |
| | 14番 | 堀江幸和 |
| | 15番 | 森田三彦 |
| | 16番 | 香村侃彦 |
| | 17番 | 下村茂樹 |
| | 18番 | 北尾清晴 |
| | 19番 | 奥西和子 |
| | 20番 | 山崎安喜男 |
| | 21番 | 米田五司 |
| | 22番 | 上村孝男 |
| | 23番 | 山本邦彦 |

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 使用貸借権の解約による通知について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 専決処分による報告（農地法第4条の規定による届出について）

報告第4号 専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）

報告第5号 事業計画の変更届出について

第1号議案 農地法第3条の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可について

第4号議案 地目変更の届出について

第5号議案 相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について

第6号議案 農用地利用集積計画の決定について（別紙）

第3 その他

6. 農業委員会事務局職員

局長 古川 義男

主査 喜多 秀顕

主任 寒川 悠也

7. その他出席者

農政課 山本主事

8. 会議の概要

事務局長

皆さん、改めましてこんにちは。
京田辺市農業委員会総会にご案内いたしましたところ、繰り合わせご
参集いただきまして誠にありがとうございます。

あいさつ（省略）

それでは、12月総会の開会に当たりまして、喜多会長がご挨拶を申
し上げます。

会長

あいさつ（省略）

事務局長

ありがとうございました。
それでは、審議に入っていただきます前に、資料の確認をお願いいた
します。

資料確認（省略）

それでは、進行につきましては、喜多会長をお願いいたします。

会長

ただいまの出席委員さんは25名でございます。定足数に達しており
ますので、これより京田辺市農業委員会12月総会を開会いたします。
京田辺市農業委員会規則第12条第2項によりまして、会議録の署名
委員を2名選出しなければなりません。私のほうから指名してよろし
いでしょうか。

（異議なし）

会長

ありがとうございます。
それでは、下村委員さん、森委員さん、よろしく申し上げます。
それでは、報告第1号、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第1号、使用貸借権の解約による通知について。

【報告第1号 1番を朗読後、説明】

以上でございます。

会長

ありがとうございます。
それでは、報告第1号の1番、地元委員さんの説明をよろしくお願
いします。

| | |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 23番 | <p>報告第1号の番号1番、薪東向について報告いたします〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんにつきましては、両者合意の上の解約でございますので、問題ありませんので、よろしく申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。 それでは、報告第1号、使用貸借権の解約による通知について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> |
| | <p>(質問等なし)</p> |
| 会長 | <p>ご異議はございませんか。</p> |
| | <p>(異議なし)</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。 それでは、報告第1号、使用貸借権の解約による通知について受理決定をさせていただきます。</p> |
| 会長 | <p>続きまして、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について、これのNO4、藤田委員さんは関係者になりますので、退室をお願いします。</p> |
| | <p>(藤田委員退室)</p> |
| 会長 | <p>事務局、報告第2号について説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について。 【報告第2号 1番から4番を朗読後、説明】 以上でございます。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。 それでは、報告第2号の1番から地元委員さんの説明をよろしく申し上げます。</p> |
| 12番 | <p>報告第2号、NO1です。三山木垣内、東荒木、古屋敷、八ノ坪、遠藤、合計8筆ございまして6,525平米。息子さんの〇〇〇〇さんが相続されたもので、現に耕作されております。問題はありません。</p> |
| 会長 | <p>続いて、NO2のほうを。</p> |

| | |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 20番 | <p>報告第2号の2番、草内東台他2筆、計3筆で1,883平米が、〇〇〇〇さん、お父さんから娘さんに対しての相続ですので、何ら問題ございません。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。 では、続きまして、NO3。</p> |
| 20番 | <p>続きまして、番号3、草内河田2筆、1,733平米、これもお父さんから息子さんに対しての相続ですので、何ら問題ございません。よろしくお祈りします。</p> |
| 7番 | <p>NO4、大住西村、以下8筆で合計9筆、7,458平米。〇〇〇〇さん、ここの西八の委員さんですので、今、退席されていまして、私のほうから報告させていただきます。親の〇〇〇〇さん、数年前に亡くなられてまして、相続の手続が遅れておりまして、今回に至っております。〇〇〇〇さん、現にこの田、畑を耕作されておりますので、問題ございません。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。 それでは、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> |
| | <p>(質問等なし)</p> |
| 会長 | <p>ご異議はございませんか。</p> |
| | <p>(異議なし)</p> |
| 会長 | <p>それでは、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について受理決定をさせていただきます。 藤田委員、入ってください。</p> |
| | <p>(藤田委員入室)</p> |
| 会長 | <p>それでは、報告第3号、専決処分による報告（農地法第4条の規定による届出について）、事務局、説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第3号、専決処分による報告（農地法第4条の規定による届出について）。 【報告第3号 1番から4番を朗読後、説明】 NO1、転用目的につきましては、普通車1台の露天駐車場でござい</p> |

ます。場所につきましては、京田辺市役所より北東へ約250メートルのところにある市街化区域内の農地でございます。こちら受理通知年月日につきましては、令和2年10月22日でございます。

続きまして、NO2、転用目的につきましては、普通車3台の露天駐車場でございます。場所につきましては、京田辺市役所より北東へ約250メートルのところにある市街化区域内の農地でございます。こちら受理通知年月日につきましては、令和2年10月22日でございます。

続きまして、NO3、転用目的につきましては、普通車3台の露天駐車場でございます。場所につきましては、京田辺市役所より北東へ約250メートルのところにある市街化区域内の農地でございます。こちら受理通知年月日につきましては、令和2年10月22日でございます。

続きまして、NO4、転用目的につきましては、普通車3台の露天駐車場でございます。場所につきましては、京田辺市役所より北東へ約250メートルのところにある市街化区域内の農地でございます。こちら受理通知年月日につきましては、令和2年10月22日でございます。以上でございます。

会長

ありがとうございます。

それでは、報告第3号、専決処分による報告（農地法第4条の規定による届出について）、地元委員さんのご説明をよろしくお願いします。

16番

ただいま事務局よりるる説明がございましたように、報告第3号のNO1、田辺深田、NO2、田辺深田、NO3、興戸犬伏、NO4、興戸犬伏、この4件の事案でございますが、既にご承知のように場所が特定されておまして、そんなことで駐車場という形でこれを今後転用を図りたいという旨の申請でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

会長

ありがとうございます。

それでは、報告第3号専決処分による報告（農地法第4条の規定による届出について）、何かご質問とご意見はございませんか。

(質問等なし)

会長

ご異議はございませんか。

(異議なし)

会長

それでは、報告第3号、専決処分による報告（農地法第4条の規定による届出について）受理決定をさせていただきます。

| | |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会長 | <p>続きまして、報告第4号、専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第4号、専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）。</p> <p>【報告第4号 1番を朗読後、説明】</p> <p>NO1、転用目的につきましては、軽自動車8台の露天駐車場でございます。場所につきましては、近鉄新田辺駅より北へ約500メートルのところにある市街化区域内の農地でございます。こちら受理通知年月日につきましては、令和2年10月25日でございます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、報告第4号、専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）、地元委員さんのご説明をよろしくをお願いします。</p> |
| 16番 | <p>報告第4号、番号1、田辺勇田、この3筆につきましても京田辺市の〇〇〇〇の学校用地ということでの申請でございます。当分の間、軽自動車の駐車場として転用を行いたいということでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>報告第4号、地元委員さんからの説明がございましたが、これについて何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問等なし）</p> |
| 会長 | <p>ご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p> |
| 会長 | <p>それでは、報告第4号、専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）受理決定をさせていただきます。</p> |
| 会長 | <p>続きまして、報告第5号、事業計画の変更の届出について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第5号、事業計画の変更の届出について。</p> <p>【報告第5号 1番を朗読後、説明】</p> <p>以上でございます。</p> |

| | |
|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>会長</p> <p>1 番</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>会長</p> | <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、報告第5号、事業計画の変更の届出について、地元委員さんの説明をよろしくをお願いします。</p> <p>1番、大住小林です。一応、今、事務局から報告がありましたように、現在ハウス等を建てて作業されているので、大丈夫だと思いますので、審議をよろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、報告第5号、事業計画の変更の届出について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、報告第5号、事業計画の変更の届出について、受理決定をさせていただきます。</p> |
| <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>1 4 番</p> | <p>続きまして、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可について。 【第1号議案 1番から6番を朗読後、説明】 なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当いたしませんので、許可要件は満たしているものと考えます。 以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日1班の委員に現地確認をしていただきました。班長の堀江委員さんよりご報告をお願いします。</p> <p>今日、1班6名と会長、事務局、合わせて現地調査に行ってまいりました。</p> <p>場所は第1号議案の2番、4番、5番、6番、第2号議案の1番、第3号議案の1番、2番の7か所に現地調査をしてきましたが、特に大きな問題というのはありませんでした。</p> |

| | |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会長 | <p>ありがとうございます。 それでは、第1号議案、地元委員さんの説明をよろしくお願ひします。</p> |
| 2 番 | <p>松井区からです。松井今池、1,320平米。これは、現況は竹林です。そして、きちっと管理されているものでございます。そして、事務局の説明どおりに生前贈与ということで、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんから娘さんの〇〇〇〇さんに生前贈与ということで、問題ございません。報告させていただきます。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。 続きまして、NO2。</p> |
| 20番 | <p>番号2、草内東台、636平米他2筆、合計1,883平米。〇〇〇〇さんの土地なんですけれども、一応荒廃農地というような形でなっておったんですけども、きれいに整地され、〇〇〇〇さんのほうから規模拡大ということで申請が出ましたので、先ほど現地確認で回ってきたときに皆さんで確認できましたので、報告申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。 続きまして、NO3についてお願ひします。</p> |
| 3 番 | <p>番号3、大住門田、これについては、夫婦2人で農業をやっておりまして、単純に2分の1の贈与をただけで、問題ないと思います。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。 続きまして、NO4。</p> |
| 20番 | <p>NO4、草内操毛他637平米、並びに5番の草内操毛、833平米、これの土地については一体利用されて、〇〇〇〇さんのほうから整理するというので、そういうような形で申請がありましたので、現地のほうも調査していただいて、問題ないということでご報告申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>続きまして、NO6。</p> |
| 10番 | <p>普賢寺の淵尻です。ただいまの事務局の説明のとおりでして、〇〇〇〇さんは農業拡大を図っておりますので、地元として問題ございません。よろしくお願ひします。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。 それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> |

| | |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | (質問等なし) |
| 会長 | ご異議はございませんか。 |
| | (異議なし) |
| 会長 | それでは、異議等がないようですので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について受理決定をさせていただきます。 |
| 会長 | 続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可について、事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>第2号議案、農地法第4条の規定による許可について。</p> <p>【第2号議案 1番を朗読後、説明】</p> <p>NO1、転用目的につきましては、普通車9台の露天貸駐車場でございます。場所につきましては、近鉄三山木駅より東へ約550メートルのところ、区分につきましては、近鉄三山木駅からおおむね半径500メートルの円で囲まれる区域に申請地が存するため、第2種農地と考えられます。</p> <p>なお、こちらの案件につきましては、約40年前より露天駐車場として使用されていた経過があり、今回、申請人が相続しまして、転用の許可がなされていないことが判明したため、顛末書を添えて提出されたものです。</p> <p>被害防除につきましては、現在も隣接地等への土砂や雨水の流出はなく、今後も造成等の行為なく、引き続き露天貸駐車場として使用するというところでございますので、影響はないと考えます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案、地元委員さんのご説明をよろしく申し上げます。</p> |
| 12番 | <p>第2号議案のNO1です。三山木古屋敷、350平米につきまして、今、事務局からも報告がございましたが、地目が田んぼのままに相続されたものですが、先代の方が昭和55年前後に、約40年前になりますけれども、転用されずに造成されたことが分かりました。今回相続した時点で、顛末書を添えて申請されたという案件でございます。</p> <p>地元といたしましても、現状、近くの畑等の作業されている方の駐車場等に使用されているところで、周辺には全く支障がないと考えております。ご審議よろしく申し上げます。</p> |

| | |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>会長</p> | <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、第2号議案、農地法第4条の規定による許可について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(質問等なし)</p> |
| <p>会長</p> | <p>ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| <p>会長</p> | <p>それでは、異議等はないようですので、第2号議案、農地法第4条の規定による許可について受理決定をさせていただきます。</p> |
| <p>会長</p> <p>事務局</p> | <p>続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>第3号議案、農地法第5条の規定による許可について。</p> <p>【第3号議案 1番から2番を朗読後、説明】</p> <p>NO1、転用目的につきましては、建設資材を置く露天資材置場です。なお、今回の転用につきましては、農地以外の地目の部分も全体計画に入っております。敷地面積1,288平米、有効面積675平米の資材置場の計画となっております。場所につきましては、近鉄宮津駅より西へ約2,700メートルのところで、区分につきましては、甲種農地第1種、2種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当すると考えられるため、第2種農地に準拠すると考えられます。</p> <p>土砂の流出防止策につきましては、宅地造成等基準法の基準を満たす土羽を造りまして、表面は種子吹きつけを行います。雨水につきましては、敷地内より西側前面道路側溝に排水します。汚水、生活雑排水につきましては、発生しません。</p> <p>綴喜西部土地改良区につきましては、区域外でございます。</p> <p>続きまして、NO2、転用目的につきましては、普通車17台の露天貸駐車場です。場所につきましては、JR同志社前駅より南東へ約460メートルのところで、区分につきましては、JR同志社前駅から半径500メートルの円で囲まれる区域に申請地が存するため、第2種農地と考えられます。</p> <p>土砂の流出防止策につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置し、対応します。雨水につきましては、U字溝を設置しまして、西側既設側溝へ排水します。汚水、生活雑排水につきましては、発生しません。</p> |

| | |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>綴喜西部土地改良区につきましては、区域外でございます。</p> <p>なお、これらの案件につきましては、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第3号議案、地元委員さんの説明をよろしくお願いします。</p> |
| 10番 | <p>普賢寺です。事務局の説明のとおりです。地元として問題はございません。よろしくお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>NO2について、2番。</p> |
| 6番 | <p>第3号議案2、三山木小畑、737平米、〇〇〇〇さんから譲り受けられまして露天駐車場ということで、主に近くの4店が利用されるという状況です。周りは田んぼで、迷惑のかからない状況ですので、審議をお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、第3号議案、農地法第5条の規定による許可について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 会長 | <p>ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 会長 | <p>それでは、異議等がないようですので、第3号議案、農地法第5条の規定による許可について受理決定をさせていただきます。</p> |
| 会長 | <p>続きまして、第4号議案、地目変更の届出について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>第4号議案、地目変更の届出について。</p> <p>【第4号議案 1番を朗読後、説明】</p> <p>以上でございます。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、第4号議案、地目変更の届出について、地元委員さん、説明をお願いします。</p> |

| | |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 20番 | <p>4号議案、番号1、先ほど第1号で番号2について審議をしていただいて、その土地の件なんですけども、荒廃農地にお金を投じて、田として一応原状復帰したんですけども、田として耕作できる状態じゃないので、土を入れて畑として活用したいという申出がありましたので、今回申請に至りました。ご審議をお願いしたいと思います。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、第4号議案、地目変更の届出について、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> |
| 会長 | <p>ご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> |
| 会長 | <p>ご異議等がないようですので、第4号議案、地目変更の届出について受理決定をさせていただきます。</p> |
| 会長 | <p>続きまして、第5号議案、相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について、事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第5号議案、相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について。</p> <p>【第5号議案 1番から5番を朗読後、説明】</p> <p>なお、これらの件につきましては、11月11日及び11月19日に会長及び会長職務代理者、地元委員さんとで現地を確認していただきましたところ、適切に耕作管理がされておりましたので、その旨を宇治税務署に報告したく考えております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第5号議案、相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について、地元委員さん、説明をよろしく願います。</p> |
| 22番 | <p>申請NO1の東西ノ口ほかで10筆ございます。8,595平米の農地については、適切に農地として管理されており、問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。</p> |

| | |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>続きますして、NO2、草内。</p> |
| 20番 | <p>番号2、草内一町田、550平米ほか1筆、合計1,223平米、〇〇〇〇さん。こちらの件につきましても、耕作し、管理されておりますので、適正と思います。</p> |
| 会長 | <p>NO3、大住ですね。</p> |
| 1番 | <p>大住三本木、他8筆、合計9筆、適正に管理されていますので、よろしく申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。 NO4。</p> |
| 4番 | <p>番号4、宮津下川原ほか3筆、〇〇〇〇さんですけども、現地で適切に管理されていますので、問題ありません。よろしく申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>続きますして、NO5を。</p> |
| 24番 | <p>NO5、河原一ノ坪、野色、合計4筆、耕作され、草もきれいに刈られていますので、よろしく申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。 それでは、第5号議案、相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> |
| | <p>(異議なし)</p> |
| 会長 | <p>ご異議はございませんか。</p> |
| | <p>(異議なし)</p> |
| 会長 | <p>それでは、第5号議案、相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認について受理決定をさせていただきます。</p> |
| 会長 | <p>続きますして、第6号議案、農用地利用集積計画の決定について、新規就農の方ですので、農地・農政委員長の澤田代理より、先般の委員会の報告をお願いします。</p> |
| 職務代理 | <p>すみません。新規就農の方がおられまして、開催日は11月11日3時25分から4時15分まで、委員さん11名、事務局2名で、まる〇</p> |

〇〇〇さんという32歳の新規就農の方がおられました。会合の結果、一応直売所と普賢寺と旬の駅とか3店舗、ほんで他に2店舗、まだJAさんの組合員にはなっておられないということで、肥料とかはホームセンター等で購入するということなんですけども、あと〇〇〇〇さんのところで4年ほど修行されて、キュウリ等を勉強されて、今回新規就農という形でなっております。

家も家具団地のほうから普賢寺のほうまで通勤ということで、15分から20分ぐらいの通勤ということで、近いということで普賢寺で新規就農をされます。

あとソラマメとキュウリとオクラ、その辺を1年間計画として出されているんですけども、空いているときは〇〇〇〇さんのところでアルバイト等をさして、勉強させていただくということで言われているので、大丈夫だと思いますので、ひとつ承認のほうをよろしくお願いします。

会長

ありがとうございます。

新規就農について、澤田さんから報告がありましたけども、何かご質問があれば。いいですか。

(質問等なし)

会長

次、続きまして、第6号議案の農用地利用集積計画の決定について、農政課から説明をお願いします。

農政課

それでは、お配りしております農用地利用集積計画をご覧ください。

先ほど新規就農でお話がありました〇〇〇〇さんの案件になっております。今回新規就農がございましたので、〇〇〇〇さんの案件1件だけ、こちらのほうで諮らせていただければと思っております。

こちら、農用地利用集積計画公告予定令和2年12月10日のものがございます。中身といたしまして、1枚めくっていただいた1ページ、農地利用集積計画の概要でございます。3年から5年の田の貸借が1,785平米、畑の貸借が4,029平米となっております。貸し手につきましては、2件の貸し手がございまして、借り手につきましては、新規就農者の1件となっております。

詳細につきましては、4ページのところで記載させていただいております。

あと2ページをご覧ください。ページが飛んで失礼いたします。2ページについては、再設定と新規設定の記載をさせていただいております。今回新規就農というところがございますので、10筆とも新規での設定となっております。

以上、簡単ではございますが、私のほうからのご説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

| | |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>会長</p> | <p>第6号議案、農用地利用集積計画の決定について、今、農政課のほうから説明がございましたが、これについて、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| <p>会長</p> | <p>ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| <p>会長</p> | <p>それでは、異議等がないようですので、第6号議案、農用地利用集積計画の決定について受理決定をさせていただきます。</p> <p>本日の審議案件は以上です。</p> <p>審議については、以上で終わらせていただきます。</p> <p>事務局に返します。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>慎重審議ありがとうございました。</p> <p>それでは、閉会に当たりまして、澤田職務代理者からご挨拶を頂きます。</p> |
| <p>職務代理</p> | <p>あいさつ(省略)</p> <p>～閉会～</p> |